

## 【中小企業の事業再生のポイントシリーズ】

# 平成 29 年度税制改正と中小企業等経営強化法

## 1. 税務における中小企業等経営強化法

事業再生においても、より高い生産性を確保するのは重要なポイントですが、生産性の向上を目的とした中小企業等経営強化法による税制優遇は平成 29 年度税制改正においてさらに摘要範囲が拡大されます。

改正の内容は大きく分けると次の 2 点です。

### ①固定資産税の軽減の対象の拡大

### ②中小企業経営強化税制の創設

以下、それぞれの概要と、資産の種類別に見ていきたいと思います。

## 2. 固定資産税の軽減の対象の拡大

### ①改正の概要

従来の対象資産は機械装置のみが対象でしたが、一定の備品及び建物附属設備も対象となります。ただし、次の金額要件の他、備品及び建物附属設備については、地域及び業種の限定が入ります。

機械装置	工具器具備品	建物附属設備
160 万円以上	30 万円以上	60 万円以上

具体的には、まず、最低賃金が全国平均以下であれば業種に関係なく摘要があります。

平成 28 年度の状況ですと、平均以上は次の都府県となりますので、それ以外の地域であれば業種に関係なく摘要可能です。

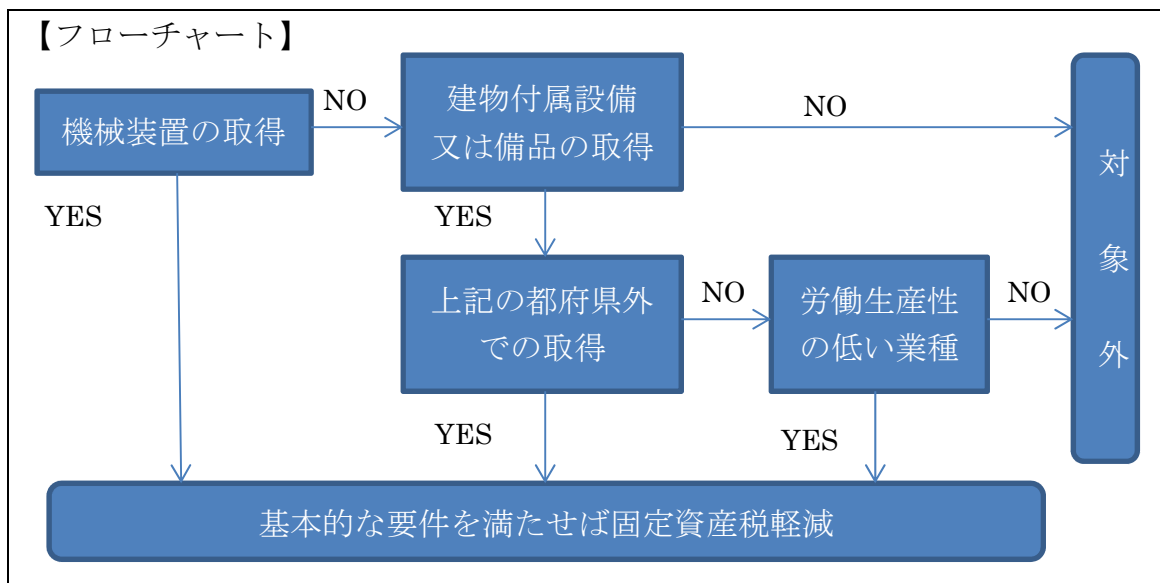
**東京都、神奈川県、大阪府、愛知県、埼玉県、千葉県、京都府**

上記の都府県に該当する場合、労働生産性が全国平均未満の業種のみが対象となります。

産業省の資料によるとアパレルや飲食料品などの小売業、宿泊、飲食、理美容、自動車整備業、医療業、社会保険・介護・福祉など、一般的に労働条件が厳しいと言われているような業種ですと対象となる可能性が高くなる設定です。

なお、同資料においても、東京都の医療業、社会保険・介護・福祉は対象外となります。





### 3. 中小企業経営強化税制

こちらは法人税（又は所得税）の制度ですが、従来の生産性向上設備投資促進税制が中小企業経営強化税制に置き換わる形です。生産性向上設備投資促進税制は、所定の要件を満たした設備について、即時償却又は7%（資本金3,000万円以下の法人は10%）の税額控除が受けられる制度です。

対象資産等に多少違いがありますが、生産性向上設備投資促進税制に経営強化法の認定が足されるようなイメージになります。

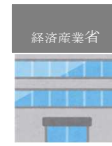
従来より手間が増えたということにはなりますが、固定資産税の認定と同様であればそれほど大きな手間でありませぬし、生産性向上設備投資促進税制は当初より平成29年3月までとなっていたので、同様の制度が続くことは朗報と言えるでしょう。

また、従来の制度のA型（工業会の証明によるもの）ですと、建物付属設備や備品においては対象が限定的でしたが、医療保健業以外の業種では全て対象になります（備品は利用保健業でも医療機器以外は対象です）。

類型	A型	B型
設備の要件	旧モデル比年 1%以上改善する設備 金額は種類によって下限が設定されている。 機械装置以外は用途・細目の指定がある。	投資収益率が年平均 5%以上の投資計画に係る設備 金額はA型と同様に設定されている。 備品で若干の用途・細目の指定があるだけ。
確認者	工業会等	経済産業省



改正



経営強化法の認定の追加  
対象の拡大（一部例外を除いて全て対象）

### 3. 資産別に見た概要

中小企業等経営強化法による固定資産税及び法人税等の優遇措置となる対象資産か否かについては、資産別に見ると概要は次のようになります。ただ、他にも要件はありますし、あくまで概要ですので、実際にご利用を検討される場合にはご担当の税理士に良くご確認願います。

なお、中小企業等経営強化法上の認定がいずれにしても必要ですが、証明書及び手続については、統一されています。

対象の税別	固定資産税	法人税又は所得税
機械装置	金額要件を満たせば全て対象	
工具	対象外	金額要件を満たせば対象
器具備品	地域や業種によっては対象	金額要件を満たせば対象だが業種や種類によっては制限有り
建物附属設備		医療保健業以外で金額要件を満たせば対象
ソフトウェア	対象外	金額要件を満たせば対象

### 4. 最後に

このほかにも設備投資に関する優遇措置はありますが、いずれにしても金額や内容の要件はあるので、十分に注意する必要があります。また、場合によっては事前に申請することで補助金等があるかもしれませんし、ご検討の段階で専門家にまずはご連絡いただければと思います。

